



第3弾

地域活性 かけはし 梁 商品券

新型コロナウイルス感染症の影響により、長く落ち込んだ地域経済の発展及び電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する市民及び事業者を支援するとともに、消費の喚起及び経済の活性化を目的として、市民の方全員に商品券を発行します。

対象者

(令和5年7月1日現在)
高梁市に住民登録を
されている方 **全員**

使用期限

お手元に届いた日 から
令和5年 **12月31日(日)**
まで

配付する商品券

お1人 **5,000円分**
(500円券×10枚)

使用できるところ

利用可能店舗として
登録された
「特定事業者」

※「取扱事業者一覧」チラシをご覧ください。
最新情報は、市ウェブサイトへ掲載します。

◇お問い合わせ先◇

高梁市 **産業振興課** (高梁市松原通2043番地 TEL0866-21-0229)

よくあるご質問

Q.「地域活性×梁(かけはし)商品券」とは、どういった趣旨のものですか？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により、長く落ち込んだ地域経済の発展及び電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する市民及び事業者を支援するとともに、消費の喚起及び経済の活性化を目的として実施する「地域活性×梁商品券事業」において発行している商品券です。
この商品券は、**1人あたり5,000円分**を対象者に配付します。商品券の使用による地域経済への効果が早く現れるよう、本事業では、各世帯の住民登録の住所へ簡易書留郵便(世帯主宛)により送付します。

Q.商品券の配付対象者は？郵便が届かない場合は？

A. 令和5(2023)年7月1日を基準日としており、基準日において高梁市に住民登録がある人が対象となります。(7月2日以後に出生した人も対象とします。)
商品券は8月中旬から順次発送しますが、対象者の方で10月になっても商品券が届かないときは、市役所(産業振興課)までお申し出ください。11月30日までに申出がなかった場合は、商品券をお渡しすることができませんのでご注意ください。

Q.商品券はどこでも使えるのでしょうか？

A. 商品券の取扱事業者として市へ登録された市内店舗等(特定事業者)のみで使用が可能です。使用可能な店舗等については、商品券の送付時に一覧表を同封するほか、市ウェブサイトにおいて最新の情報をお知らせします。(商品券の裏面や下記のQRコードからも確認できます。)
下記の商品等にはご使用いただけません。商品券の裏面に記載していますのでご確認ください。

【使用できない商品等】

不動産や金融商品、ビール券・図書券・ギフト券、プリペイドカード等の金券類、
印紙・切手、たばこその他特に指定するもの、税金や公共料金等の支払い



↑ 使用可能店舗

Q.商品券の使い方は？

A. 商品券は1シートに10枚印刷しています。ミシン目が入っていますので、切り離してご使用ください。
おつりは出ません。

Q.商品券を紛失した場合、再発行してもらえるのでしょうか？

また、商品券の使用期限が過ぎた場合、どうなるのでしょうか？

A. 再発行はできません。商品券を受け取られた後、保管には十分ご注意ください。
使用期限の過ぎた商品券は使用することができませんので、早めにご使用ください。
【使用期限：令和5(2023)年12月31日(日)まで】

Q.自分で買い物に行けないが、商品券は本人以外でも使えますか？

A. ご本人の代わりにご家族等、別の方が買い物に行く場合でも使っていただけます。
商品券の転売は禁止します。